

平成 26 年 8 月 22 日

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム
概要資料

一般社団法人 日本発達障害ネットワーク (JDDNET)
理事長 市川 宏伸

平成 27 年度 障害福祉サービス等報酬改定に係る意見 (概要)

【全体】

- 消費税率の引き上げと同率の改訂
- 高騰し続けている燃料費や、車両整備等に関わる費用の評価
- 消費税の引き上げ対応とは別に、5年間で5%程度の報酬単価引き上げ
- 職員や利用者のメンタルヘルスケアのための医師、看護職、心理士の配置加算
- 施設長、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、事務職員の処遇改善の対象認定
- 各市町村の請求の考え方について、国によるルール設定
- 「利用者負担上限管理加算の取扱い」について、国によるルール設定

【児童・学齢期】

- 都道府県障害児等療育支援事業における経費の位置づけ
- 要支援家庭、家族支援の充実
- 小規模グループケアの推進
- 児童発達支援センターにおける食事指導加算の設定
- 母子同室の児童発達支援は、4時間未満であっても減算の対象としない
- 定員30人以上の事業所の報酬単価の引き上げ
- 児童発達支援の報酬改定
 - ・児童発達支援給付費
 - ・児童発達支援管理責任者専任加算
 - ・支援員加配加算
 - ・特別支援加算
 - ・配置基準における2歳児の加算
 - ・保健・医療分野専門の看護師の設置加算
 - ・特別プログラム（別講師による音楽や造形等）の実施に対する加算
- 放課後児童デイサービスにおける単位増加
- 保育所等訪問支援における欠席加算の設定
- 個別取り出し療育における専門職の人件費に見合う報酬単

価設定

【相談事業】

- 相談支援事業の報酬体系の見直し、報酬単位の増加
- 計画相談支援給付費の引き上げ

【地域生活支援】

- 機能強化事業補助基準額の見直し
- 夜間支援等体制加算および夜間支援加算Ⅱ型における報酬単位の増加
- 緊急短期入所受入加算の取扱い対象の改正
- 短期入所における行動援護等の利用ができるような報酬体系を見直し
- 短期入所と学校及び日中活動サービス事業所への送迎加算
- 単独型短期入所における加算
- 多機能型事業の報酬単価におけるサービス毎の請求
- 就労移行支援の基本単価の見直し
- 加算対象とし「就職後の定着訪問」の設定
- 成人の通所施設の送迎加算の増加
- 生活介護の人員配置体制加算の引き上げ
- 生活介護事業所における、月の利用日数の上限の改定
- 生活介護事業所における土日に営業への報酬単価の引き上げ
- ヘルパー派遣の調整業務における管理者の報酬設定
- 居宅系サービスの単価における支援場面以外での単価設定
- 重度訪問介護のサービス単価の設定における、行動援護の単価を念頭においた設定

【住まい】

- グループホームの報酬単価の引き上げ
 - ・基本的な報酬単価の引き上げ
 - ・休日加算の新設

平成 26 年 8 月 22 日

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム
厚生労働大臣政務官 高鳥修一 様

一般社団法人 日本発達障害ネットワーク (JDDNET)
理事長 市川 宏伸

平成 27 年度 障害福祉サービス等報酬改定に係る意見

【全体】

○本年 4 月より、消費税が 3%引き上げとなったが、報酬改定は 0.7%にとどまっている。従前より、福祉サービスに従事する職員の処遇については改善が必要とされており、3%以上の引き上げを要望する。来年にもさらに消費税の引き上げが行われる場合は、同様に、消費税率の引き上げと同率の改訂を希望する。

○高騰し続けている燃料費や、車両整備等に関わる費用を評価して頂きたい。

○景気の回復に伴い、民間企業の採用が増え、福祉関係の事業所については、人材の確保が難しくなりつつある。処遇の改善に、本格的に取り組む必要があり、消費税の引き上げ対応とは別に、5年間で5%程度の報酬単価引き上げを要望する。

○職員や利用者のメンタルヘルスケアのための医師、看護職、心理士の配置加算を新設する。強度行動障害など、障害の重い方と向き合う職員や、利用者のメンタルヘルスを重視して欲しい。

○施設長、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、事務職員などについては、処遇改善の対象として認められていないが、管理者などについても処遇の改善が必要であり、処遇改善の対象として加えるよう要望する。

○処遇の改善については、毎年、積み上げていくことで改善をできるが、現在の処遇改善の加算は、毎年同様の内容を加算できるか、できないかである。2年、3年と改善を積み重ねても加算額は増加しないため、加算を行っている事業所の収支は厳しくなっている。本体の報酬単価を含めて、改善を積み上げることができる制度を要望する。

○各市町村の請求の考え方について国が一つのルールを定める。
市町村の違いで報酬請求に時間がとられないように統一したルールを作してほしい。

○「利用者負担上限管理加算の取扱い」について、国が一つのルールを定める。
市町村からの告示と都道府県が市町村へ告示している内容に食い違いがないように統一したルールを示してほしい。

【児童・学齢期】

○都道府県障害児等療育支援事業について

施設支援、外来支援、訪問支援を効果的に実施するため、幼稚園、保育園や障害児等と療育支援事業所とをコーディネートする支援にかかる経費を位置付ける必要がある。

○要支援家庭、家族支援の充実を要望

要支援家庭・家族の支援には、虐待や外国人の問題が存在していることが多い。これらの支援には関係機関の連携、特別な職員配置が必要になる。

要支援家庭と家族支援ができる職員体制、職員配置の確保を要望するとともに、報酬の上増しを希望する。

○小規模グループケアの推進

施設に入所せざるを得ないすべての障害児童が小規模グループケアを必要とすると考え、すべての児童を対象児童とし、より家庭に近い暮らしの場が提供できる小規模グループケアをより一層推進し、またそのために必要な施設整備について補助金等財政上の配慮を希望する。

○児童発達支援センターにおける食事指導加算を設定する。

昼食支援において、摂食指導の必要な児童がおり、このための食事指導加算を要望する。

○母子同室の児童発達支援は、4時間未満であっても減算の対象としない。

保護者がこどもへの具体的な接し方を知り、発達状況を確認しつつ、障害に少しずつ直面していくには母子同室通室は重要である。

より丁寧な支援の一方で、児に無理のない4時間未満の療育が原則となっており、これに応えた報酬とすべきである。

○ 定員30人以上の事業所の報酬単価の引き上げ

利用希望者が増えているが、定員を20名から30名に増やすと次のとおり経営が成り立たない状態となる。この問題を改善するため、定員21人以上の事業所の単価を現状より15%引き上げることを要望する。

[例]

定員20名の場合の放課後等デイサービスの報酬単価 362単位

この事業所で24名が利用している場合の報酬合計(月20日として)

$3620円 \times 24名 \times 20日 = 1,737,600円$

定員20名を超える場合の放課後等デイサービスの報酬単価 281単位

この事業所で30名が利用している場合の報酬合計(月20日として)

$2810円 \times 30名 \times 20日 = 1,686,000円$

○児童発達支援の報酬改定について

[現在報酬単位設定されているものの、低すぎるもの]

- ① 児童発達支援給付費：10人以下の場合は616単位/日で21人以上は363単位/日となっている。21人以上についても単位の増加を希望する。
- ② 児童発達支援管理責任者専任加算：10人以下の場合は205単位/日で21人以上は68単位/日となっている。21人以上についても単位の増加を希望する。
- ③ 支援員加配加算：厚労省総合福祉推進事業研究報告では、直接支援員配置は2.67：1であった。しかし、10人以下は193単位であるにもかかわらず、10人以上は77単位である。それに対する報酬単位の増加を希望する。
- ④ 特別支援加算：心理、PT、ST、OTの専門個別又はグループ療育を提供した際は25単位/日と安価であり、療育の充実が担保される単位に増加していただきたい。

[現在報酬がないもの]

- ① 早期発見、早期療育が進んでおり、2歳児以下の利用希望が増加しているが、低年齢児は人手を多く要している。保育園では年齢に応じ4段階の配置基準が定められているが、同様に2歳児以下の加算をお願いしたい。
- ② 児童発達支援事業所は看護師の配置は義務ではないが、幼児期の発達支援に重要な保健・医療分野専門の看護師を事業所の判断で配置した場合、加算をお願いしたい。
- ③ 音楽や造形等の講師を配置して特別プログラムを実施した場合の加算をお願いしたい。

[放課後等デイサービス]

- 日中一時支援事業とは違い、放課後デイサービスでは、職員の専門性が重要であり、その提供内容も工夫されたものであるため、日中一時支援事業とは区別化して、単位を増加していただきたい。

[保育所等訪問支援]

- 保育所等訪問支援にも欠席加算を設定してもらいたい。
保育所等訪問支援では、キャンセルになった場合、その日に急に別の面談を入れることはできない。
保育所等訪問支援は個別対応のため、欠席加算が求められている。
- 個別取り出し療育
OT、PT、ST、TOT、PT、ST等専門職による個別取り出し療育は1日25単位の特別支援加算があるが、1日25単位となっている。この報酬単価は、専門職の人件費にほど遠いものである。療育の充実が保障されるよう加算を希望する。

【相談事業】

- 相談支援事業の報酬体系を見直し、報酬単位を増加する。
本人の事情により、サービス利用まで至らなかったケースでも報酬対象にしてほしい。利用者によってモニタリング期間がまちまちのため、月ごとの報酬の見込みが立たない。相談支援専門員に対して

相談支援事業所として運営が可能な報酬をつけてほしい。

決めたモニタリング期間と利用者のニーズ、モニタリングが実際必要な時期が合わないことがあるが、この際に面談等を実施した際にも報酬をつけてほしい。

報酬は作成費、モニタリング費のみであるが、その他の訪問、支援会議で、市役所等に出向く等の際の交通費も報酬に含めてほしい。

○ 計画相談支援給付費の引き上げ

現在の報酬単価は 1,606 単位と低く、本人の状況や要望を丁寧に聞き取り、希望する事業所の見学や打ち合わせを行い、計画を立案し、本人や家族に説明することを考慮して、少なくとも 50% の引き上げを要望する。

【地域生活支援】

○ 機能強化事業補助基準額を見直して欲しい。

引きこもりの方への家庭訪問、行動障害の重い方に対応した加算を設定するとともに、送迎加算を設定して欲しい。

⊖ 夜間支援等体制加算、および夜間支援加算Ⅱ型において、行動障害の重い方に対応した加算大系を組み込み、報酬単位を大幅に増加して欲しい。

○ 緊急短期入所受入加算の取扱い対象を「当該事業所がやむを得ない理由が緊急事態であり、その利用日には優先的に緊急利用枠としてベッドを確保する必要があると判断した場合の利用者をいう。」に改正する。

○ 短期入所にも、行動援護等の利用ができるよう報酬体系を見直す。

○ 短期入所と学校及び日中活動サービス事業所との送迎を送迎加算の対象とする。

学校との間や日中活動サービス事業所との行き来は、事業所のサービスで実施しているが、加算対象としてほしい。

○ 単独型加算

単独型短期入所の場合、単独型加算が 30 単位／日となっている。定員数の少ない単独型でも経営的に成り立たつように加算して欲しい。

⊖ 多機能型事業の報酬単価は、サービス毎に請求できるようにしてほしい。

給付単価は、施設定員で単位数が異なるが、多機能型ではそれぞれのサービスが、別々のサービスを提供しているので、各サービスでの定員数で請求できるよう改めてほしい。

- 就労移行支援の基本単価を見直してほしい
就労移行支援の報酬は、法定雇用率等や景気にも大きく影響されるため、安定的な経営ができるよう基本単価を見直してほしい。
- 就職後の定着訪問を加算の対象としてほしい。
就労支援事業所は就職先に対して6ヶ月間の定着訪問が義務付けられているが、JOBコーチのみ加算の対象となっている。JOBコーチが必要でない定着訪問に対して、回数が増えるほど定着に対する重要性が増すため、別途加算を希望する。
- 成人の通所施設の送迎加算を増加して欲しい
指定障害児通所支援（放課後デイや、児童発達支援など）では、送迎加算片道につき54単位ですが、指定障害福祉サービス（就労継続支援、生活介護など）では片道27単位である。同じ送迎サービスなので、単位数を児童系のサービスと同じにしてほしい。
- 生活介護の人員配置体制加算を引き上げて欲しい
手厚い人員配置体制をとっている事業所は、サービスについて加算がされるが、定員数により加算単価の差が大きすぎるので配慮して欲しい。
- 生活介護事業所について、月の利用日数の上限を23日から31日に改めて欲しい。
また、生活介護事業所について、土日に営業する場合、報酬単価を30%引き上げて欲しい。
- ⊖ スタッフを常勤雇用している場合の体制を強化して欲しい
居宅介護のサービス希望時間は、食事介助、入浴介助、起床時、就寝時の介助など、同じ時間帯が多い。常勤ヘルパーを位置づけ、登録ヘルパーの育成やスーパーバイズが可能となる単価の設定を希望する。
- ヘルパーの研修体制について
人材確保とサービスの質の向上の見地から、研修に出せる体制の構築ができる単価の設定をお願いしたい。
- ヘルパー派遣の調整業務には、多くの時間を費やしマネジメント力が必要とされている。管理者の業務の中に入っていると思うが、業務の複雑さを考えると何らかの報酬設定をお願いしたい。
- 新規利用者や新しいヘルパーの派遣については、引継ぎや新たなサービスの検討、新任職員の介護指導のため、職員派遣を複数で行う必要があり、新たなサービスの掘り起こし、人材育成や定着を考慮した単価設定をお願いしたい。
- 居宅系サービスの単価については、介護のための準備、支援場面への移動時間、支援後の振り返り

のための相談、報告等の時間が必要である。この状況を考慮して、支援場面以外にも単価を設定していただきたい。

- 重度訪問介護のサービス単価の設定においては、両方の支援が行われることを考慮して、行動援護の単価を念頭に置いて設定して欲しい。

【住まい】

- グループホームの報酬単価の引き上げをお願いしたい。
 - ① 基本的な報酬単価の引き上げ
現在の報酬単価を10%程度引き上げる
 - ② 休日加算の新設
 - A. 土日に生活介護など他のサービスを利用しない場合。
土曜、日曜については報酬単価を50%引き上げる。
 - B. 土日に生活介護など他のサービスを利用する場合
土曜、日曜については報酬単価を30%引き上げる。

以上